

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第10回高田区地域協議会

2 報告（公開・非公開の別）

（1）地域協議会会長会議について（公開）

3 議題（公開・非公開の別）

（1）自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」及び「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」（公開）

（2）自主的審議に関する提案について（公開）

（3）令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について（公開）

（4）令和2年度地域協議会の活動計画について（公開）

4 開催日時

令和2年12月21日（月）午後6時30分から午後8時42分まで

5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

6 傍聴人の数

6人

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：飯塚よし子、浦壁澄子、北川 拓、栗田浩子、小嶋清介、佐藤三郎

澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃

西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松倉康雄、松矢孝一、宮崎 陽

村田秀夫、茂原正美、吉田昌和（欠席1人）

・市役所：自治・地域振興課：岡村課長、廣川副課長、白倉係長

・事務局：南部まちづくりセンター：堀川センター長、小池係長、田中主任

9 発言の内容

【小池係長】

・小川委員より本日欠席の連絡があった。現時点で18人の出席があり、上越市地

域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：本城会長、富田委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

(杉本委員が到着)

【堀川センター長】

- ・資料により説明

【本城会長】

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

—次第3報告(1) 地域協議会会長会議について—

【本城会長】

次第3報告(1)「地域協議会会長会議について」に入る。

去る11月25日(水)に地域協議会会長会議が開催され出席した。会議の概要について、事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・参考資料に基づき説明

【本城会長】

関連して、会議の様態並びにグループに分かれての意見交換会について報告する。

最初に野澤副市長より約1時間、「これからのまちづくりと地域自治」のテーマで講話があった。その後、質疑応答があり、私からは3つの質問をした。

1つ目は、平成17年の市町村合併から15年経過し、人口減少や高齢化がかなり進んでいる状況の中で、上越市は大きく後退している現状に対してどう考えているかについて。2つ目は、平成27年に地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果が出されている。例えば、諮問の基準のあり方、委員の研修、委員の改選に向け

た応募の検討など、市はこの5年間どのような検証を行ってきたかについて。3つ目は、多くの地区で公募委員のなり手がいない。諮問事項等についても、各地区の意見を聞いた、地域活動支援事業の配分・活用で地域要望を反映したと言っているが、これまでの検証結果を分析すると、地域協議会に示されるべきではないのか。あるいは地域協議会をリードする市の積極的な対応を求めたいという3つの質問をした。

質問に対して、野澤副市長や担当課長からそれぞれ答弁があった。先般の議会でも議論されているように、市長が地域協議会について改めて検証を行うと答弁をしているので、今後の対応に注目したい。

次に、3つのグループに分かれた意見交換会ではAグループに参加した。この中で各区の現状報告を行い、私も高田区の状況について5つ報告したので要約して説明する。

1つ目は、地域協議会だよりの全戸配布について、高田地区町内会長協議会と話し合いを進めていること。2つ目は、市からの諮問のあり方について、市側の事前調査や予測、分析、検討等の説明不足があり、市として十分な対応が必要ではないかということ。3つ目は、高田区では活動計画を3か月単位で立て、委員で意思統一をしていること。4つ目は、自主的審議事項について、現地調査を実施したり市への提言を計画していること。5つ目は、市における地域協議会の検証を急ぎ、地域協議会に示してほしいということ。以上を報告した。

他の区から出された主な意見としては、直江津区から市の情報提供が遅すぎるという意見があった。吉川区や新道区からは、市の施設の再配置計画等をもっと早くから地域協議会に示し、説明が後手にならないように留意してほしいという意見。津有区からは、自主的審議について地域の町内会と相談しながら動いていくことや、話し合っていくことが大変重要であるという意見。清里区、津有区、頸城区からは、地域活動支援事業の追加募集について検討を進めているという意見。大島区からは、大島区、安塚区、浦川原区の3区で合同のブロック会議を開催していく計画であること。また、自主的審議の課題が大変難しいといった意見が出た。

以上が地域協議会会長会議の報告である。

ただいまの説明と事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3報告(1)「地域協議会会長会議について」を終了する。

一次第4議題(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」及び「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」—

【本城会長】

次に次第4議題(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」及び「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」に入る。この2件の自主的審議事項については、現状を把握し審議に生かすために11月26日(木)に委員視察研修を行った。その内容について、事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

・資料No.1に基づき説明

【本城会長】

事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

この2件の自主的審議事項について、第5回会議(令和2年8月17日開催)における担当課からの説明と今回の視察研修を踏まえて、皆さんからの意見を取りまとめていきたい。

1件目の「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」意見のある委員の発言を求める。特に視察研修に参加した委員から意見を求めたい。

【高野副会長】

視察研修に参加し土砂の撤去状況を確認した。河川敷にすごい量の土砂が山のようになっている。河川敷の土砂も今後撤去する見通しであるとの説明を受けたため、これについては満たされていると感じた。

【北川委員】

土砂を撤去する予定があるとの説明があったのか。

【高野副会長】

はい。

【北川委員】

いつ頃といった、時期的な説明はあったのか。

【高野副会長】

具体的な日にちの説明はなかった。

【北川委員】

市で計画しているということか。

【本城会長】

国で検討している。

【富田委員】

私も高野副会長と同意見で、本当によくやっていると思う。撤去作業についてどのくらいの時間がかかるかは、専門家でないため見た限りでは分からないが、確実に行っているとの印象を持った。実際の土砂を見ると自然の猛威を感じる。災害はいつ起こるか分からないので、どのくらいの時間をかけて撤去するのか、ある程度の時期を示してほしいと思う。

【本城会長】

他に意見等がないようであれば、提案者の杉本委員より意見を求める。

【杉本委員】

9月か10月にも、河道の土砂の撤去作業が始まったことを話したかと思う。河道については、このまま順調に作業が進んでいくのではないかと思う。ただ、河川敷の土砂は今のところ全く手つかずの状態である。私の思いとしては、河道はよいが河川敷の土砂についてはどうするのか、何らかのアクションをしてもらった方がいいと思う。資料にもあるように、第5回会議の話を受けて急遽、国土交通省で掘削を始めたとなっている。そういう点から見ると、地域協議会で何か言うことに威力があると思うので、できれば声を上げてほしいと思う。

ついでに話をすると、資料No.1の2頁(3)本城町排水区雨水整備工事現場を見たが、視察研修に参加しなかった委員は今回初めて聞いた話だと思う。この工事を始めるに当たり、地域協議会に対して何の説明もなかった。本来、こういった工事を始めるのであれば、地域協議会に諮問するのが筋かと思う。諮問しないとしても、説明ぐらいはあって然るべきかと思う。現在、高田区でこういった協議をしていることは、いろいろなところで皆知っていると思う。それにも関わらず、何の音沙汰

もなしに工事を進めてしまうことは非常に大問題である。市に対して一言苦言を付け加えてもらえればと思う。

【本城会長】

他に質問等のある委員の発言を求めるがなし。

本日出た意見について、正副会長で取りまとめ次回の会議で示すこととしてよいかを諮り、委員の承諾を得る。

次に2件目の「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」意見のある委員の発言を求める。

【杉本委員】

この件についても、先ほどの話と同じようなことがあると思っている。本城町排水区雨水幹線の現地に行った際に杭打ちされていたところがあった。地元町内会の人に話を聞くと、町内会に対しては説明があったそうである。水戸の川の横にもう1本川を作る話のようである。すでに杭が打たれているということは、多分、入札等いろいろなことを行っているのだと思う。そこまで行っているが、地域協議会に何の報告もされていない。これもやはり問題ではないかと思う。

2件目の自主的審議の内容は、内水ハザードマップの話であるが、この工事を行うかどうかは、内水被害に非常に関わってくると思う。そのため、きちんとした説明をしていただいた上で、内水ハザードマップがどのようになるのかも含めて報告をもらうことが先決ではないかと思っている。

【澁市副会長】

内水ハザードマップについて、8月に市の担当課より説明を受けた際は、はっきりと「今のところは、内水ハザードマップを作る計画はない」と話していた。それから2か月か3か月ぐらいで、検討しているということである。あの時に私共が質問をして、自主的審議事項で内水ハザードマップを作ってほしいとしたが、かなり市のやり方に影響が出ているのではないかと思う。この取り扱いについては、それを十分に考えるべきだというのが私の意見である。

【本城会長】

・本日出た意見について、正副会長で取りまとめ、次回の会議で示すこととしてよいかを諮り、承諾を得る。

以上で次第4 議題(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」及び「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」を終了する。

— 次第4 議題(2)自主的審議に関する提案について —

【本城会長】

— 資料配布 —

次に次第4 議題(2)「自主的審議に関する提案について」に入る。

12月1日及び12月4日に澁市副会長より自主的審議に関する提案が2件あった。提案者である澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・資料No.2、資料No.3に基づき説明

まず、地域協議会に諮問する方法の見直し・改善を求める件についてである。

この件は9月から10月にかけて話し合われ、旧今井染物屋の管理の在り方に関する事なので、委員は私の提起した問題の背景をよくご存知のことと思う。ここでは傍聴の方々の理解も考え、内容を簡単に説明する。

私が地域協議会に対する諮問の準備方法の見直し、改善が必要であると考え理由は2つある。

まず第1に、市は地域協議会に諮問をする前に、十分に調査、分析、検討を行うべきである。旧今井染物屋の管理の在り方の件では、市は十分な事前の調査、分析、検討を行わなかったと思う。実際に、高田区地域協議会が諮問案件について、支障ありと決定した後に市は人の流れ等の補足調査を行い、その結果を再度地域協議会に説明した。これは明らかに、市が事前の調査、検討が不十分であったと認め、事後に補足調査を行った証拠である。これに関連して、最近の市議会の総務委員会において、地域協議会が支障ありと決定した後で、補足調査を行ったとは言及せずに、市は総合的な調査、検討を行ったと説明していると聞いている。市民の代表である市議会に対して、市は正確な説明が必要だと思う。

第2に、市は諮問案件が地域住民に与える影響を事前に評価し、その結果を地域

協議会に説明すべきだということである。地域協議会はボランティアの集まりである。委員は必ずしも専門的知識を持つ者の集まりではない。そのような地域協議会に対して市は諮問のときに、住民生活に及ぼす影響という観点からの意見を求めている。このような要求は、11月25日の地域協議会会長会議で野澤副市長が言われた市民の依頼を受けた市の職員が行うべき態度ではないと思う。むしろ専門的知識を有する市は、環境影響評価と同じように諮問案件が関係住民と地域に与える影響を事前に評価し、その結果を地域協議会に丁寧に説明すべきだと思う。そうすれば地域協議会がそういう評価もあるということ判断できる。このような観点から、高田区地域協議会は市に対して、提案書に書いたような意見書を出すべきと思い、この提案をした。

もう1件は、地域活動支援事業の仕組みを見直すべきというもの。

この件は複雑なので、2頁の提案書に問題点を書いたが、再度、簡潔に説明する。従って、説明の順序は提案書とは異なる。

市が地域活動支援事業の審査等を地域協議会に委ねている仕組みを見直すことを求める理由は4つある。

まず第1に、地域活動支援事業の審査等は、地域協議会の本来の仕事ではなく、現在の市長の公約を実施されるために市の職員が考えた方策だと私は考えている。実際に地域自治区の設置に関する条例では、地域協議会の仕事は諮問されたもの、または、必要なものを審査し意見を述べることとしている。従って、地域協議会と委員は条例に規定のない地域活動支援事業の審査等を行う義務はないと思う。しかし市は、平成22年4月に市の内規である上越市地域活動支援事業実施要綱で手続きを定め、それを4月の地域協議会会長会議で説明して了解を得たと言っている。これを基に、地域協議会に審査等を依頼することとし、いきなり慣例に基づいてできた規約である例規とした。実際に私は地域活動支援事業実施要綱を見たが、地域協議会が審査を行うということは一切書いてない。だから、条例でも実施要綱でもない。その後、地域協議会委員が3回も改選されたにも関わらず、地域活動支援事業の審査等は地域協議会の本来の仕事ではないということを委員に説明せずに、平成22年に市が決めた方便ともいえる手続きを続けてきた。従ってこの手続きは、関係する市職員以外の地域協議会委員を含む市民が認めたものではなく、慣例に基

づく例規となったとはいえないと思う。ここで再確認するが、地域活動支援事業の審査等は、地域協議会の本来の仕事ではなく、地域協議会の委員はこの仕事をする義務はないと私は思う。

第2に、地域活動支援事業の審査、採点のシステム等は、欠陥が非常に多い。皆さんも十分に感じていると思う。配付資料の中にある。高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的ルールの中で、委員は全ての提案事業について審査を行うと規定している。今日配布された資料の別紙2の1の(1)の②にある。この表現について、今年の1月か2月の時の議論を考えると、要するに、全ての委員は審査に参加しなければいけない、そして採点を付けなければいけないということである。辞退は許されていない。この規定を素直に読むと、地域協議会の委員は地域活動支援事業の審査を辞退することができない。しかし、実際の審査では委員が関係する団体、または委員自らが支援する事業を提案する場合がある。実際、私は4年半勤め、そういう方の意見を聞いた。その場合、委員が審査に参加すると自己の利益を図るといふ、利益相反の問題が生ずることになる。自分の関係するところに利益を誘導するということである。私はかつて議論した時に、今日まで受験生だった者が、突然、明日から採点官になってよいのかと言ったが、私の意見はあまり取り上げられなかった。地方公共団体の上越市が、このような利益相反を許す、または助長するような規定を基本的ルールに設けていることに、私は非常に驚いている。上越市はこの規定によって、かなり有名になると思う。さらに、別紙3の審査・採点シートの採点内容、共通審査基準が問題である。別紙3の16項目の審査。①公共性、②必要性、③実現性、④参加性、⑤発展性とあり、16項目ある。委員は既にやったことがあるが、傍聴者の方も見てほしい。これを使って、提案事業を客観的にチェックして、採点することができると思うか。もう少し詳しい基準、やり方がないと、客観的な審査はできっこないと私は信じている。これは要するに、非常に採点自体が主観に耐えるものになる。これは大きな問題だと思う。これは単なる例である。

このように、基本ルールの定める審査・採択の方法は、大きな欠陥を抱えている。ちなみに審査基準というのは、28区すべてに適用されるもので、市が作ったものである。だから、各区の地域協議会はこれを変えられない。

このような欠陥も抱えている。委員が良心に基づいて地域活動支援事業の審査を

辞退することができないようにしている。これは提案書に書いたが、憲法第19条の良心の自由の規定に反すると思う。従って、このルール自体とそれに基づいて行った審査そのものは一般的には無効と考えられる。大げさだと言うかもしれないが、これを強調したいと思う。

あと、2点が提案書に書いてあるとおりである。

1つは、地域協議会に審査をやってくれという文書は、諮問の場合は市長から出るが、地域活動支援事業の審査の場合は事務所長或いはセンター長から出る極めて事務的なものである。

4番目は、上越市地域協議会委員の手引きというものがあり配られる。地域協議会委員になるとすぐにこれを使って研修がある。その中には、地域活動支援事業の審査等は委員の仕事となっている。それを教えられて、例えば今年の5月にすぐに地域活動支援事業の審査をやってくださいとあり、全く分からない中でそれを皆やるわけである。こんなことがあってよいのか。私も4年半前に同じような経験をし、いろいろ疑問をぶつけても、まともな回答が返ってこなかった。だからこういう提案をする。

このような点から私は、高田区地域協議会は市に対して、提案書に書いたような意見書を出すべきだと思い、この提案をする。

【本城会長】

この件については、12月10日に三役会議を行った。

この内容はかなり奥深いものがあるため、本日は市の自治・地域振興課の岡村課長より出席願っている。この自主的審議の提案に関連して、説明をいただくこととした。この後、提案に関連して説明を求め、その後に澁市副会長の提案に対する質問並びに、市の説明に対する質疑を受けたいと思う。

【西山委員】

2点の提案を出していると思う。

簡単にいうと1つ目は、市の諮問に対して準備不足であり、もっと資料を集めて説明の準備をしてほしいということ。

2つ目は、地域活動支援事業の審査について、地域協議会の仕事ではないのではないのか、と2点あったと思う。

全く別物であるが、別々には行わないのか。

【本城会長】

切り離して提案をしたいと思っており、準備している。

市の自治・地域振興課より提案に関連して説明を求める。

【自治・地域振興課 岡村課長】

・挨拶

この度、高田区地域協議会に諮問した「旧今井染物屋の管理の在り方」に関しては、市として8月に施設の利活用について事前説明をさせていただき、地域協議会においては、9月の諮問を受けて1回、10月には2回の審議を経て、答申をいただいたところである。非常に長期間に渡って熱心に議論いただいたことに、まずもって会長はじめ委員の皆様には感謝を申し上げます。

今回の2つの答申は、違いはあるが、議論の経過を見る中では、いずれも、地域住民の日常生活の観点では支障はないのだが、地域を盛り上げてくれるであろう観光客に対するおもてなしの観点から「開館時間や休館日を柔軟に対応して欲しい」との意見をいただいたものと受けとめている。今後の地域協議会への諮問にあたっては、可能な限り早いタイミングでの情報提供に心がけ、地域協議会がしっかりと議論できる時間を確保するとともに、指摘をいただいているように、丁寧かつ十分な説明を行いながら、市の取り組み等に理解が得られるよう、努めることを当課として、しっかりと関係課にも周知、徹底していきたいと考えている。

続いて、澁市副会長より質問のあった、地域活動支援事業の審査と地域協議会の関わりについて補足説明する。この件に関しては、8月3日の高田区地域協議会にお邪魔して「地域協議会に関する研修会」の質疑の中で、澁市副会長や杉本委員からも、地域活動支援事業を地域協議会の委員が審査することについて、地域自治区の設置に関する条例に記載されておらず、市長より地域協議会会長宛に審査を依頼する旨の文書も出ていない、条例にないことを何に基づいて、地域協議会が審査をしているのか、そういった文書を出すべきではないか、との質問をいただいた。その時は、過去の経緯を確認するため一旦持ち帰り、本来どうあるべきなのか、改めて考えたいと回答したところである。その後、私より明確な回答をすることなく、時が過ぎてしまい申し訳ない。改めて澁市副会長より、11月17日にメールにて

その件について質問をいただき、11月24日に回答した。回答した内容について資料を用意した。この場を借りて他の委員にも説明をさせていただく。

参考資料①をご覧願う。まず、地域活動支援事業の採択方針の決定や審査等の業務が、条例に記載されていないとの件である。地域活動支援事業を地域協議会に審査をお願いした経緯を紐解くと、平成22年2月の地域協議会会長会議において、市長がその旨を説明した上で、自治・地域振興課で制度の詳細説明を行ったことが最初である。その際に、市民より提案された事業を事務局で取りまとめ、諮問をするので、諮問した内容を審査し答申をいただきたい、また、採択方針や審査の方法も、後日、事務局から知らせるので検討いただきたいとの説明を行ったということである。それに対して、地域協議会の会長の皆さんからは、地域の自主性・主体性が基本と言っているのに、なぜ、最終判断まで地域に任せないのか、市で採択事業を選定して諮問するのではなく、地域協議会に選定の余地を残してもらいたいというような意見をいただいた。その意見を踏まえ、地域の自主性を重視するとの観点により、事務手順として諮問・答申の形態は取らないこととして、事務局より地域協議会に審査依頼を行って、地域協議会が審査の結果を事務所、総合事務所やまちづくりセンターに報告をいただいて、事務所で提案者への採否の通知を行うというかたちで、基本的に事務所で業務を完結できる手順に改めた。同年4月の地域協議会会長会議で再度、説明を行って了承をいただき、現在に至っているという経過である。なお、地域協議会会長会議を経て、地域活動支援事業の例規上の位置付けを整理したことから、この事業は「地域活動支援事業実施要綱」において、採択方針等の決定、第6条第1項になる。こちらは参考資料②をご覧願う。同じく採択事業の内定については、要綱の第8条第1項、地域自治区の意見を踏まえ市長が行う、ということの規定しているところである。

また澁市副会長からの、市の地域協議会に審査を依頼する公文書は存在するのか、との質問については、これまで採択方針の検討依頼や事業の審査依頼は、総合事務所長もしくはセンター長の名前で会長宛に、令和元年度事業の審査依頼については、具体的に申し上げると、令和元年5月7日付け、令和2年度事業の審査依頼は、令和2年5月18日付けで公文書を発出している。ただし、今年度の高田区においては、委員改選や新型コロナウイルスの影響により、なかなか会議が開催できなかつ

たとの状況があり、会長選出と審査依頼が同じ日になるということから、今回は会長宛ではなく、直接、各委員に審査を依頼する文書とした。

以上が、澁市副会長とやりとりした内容である。

ご存じのとおり、地域活動支援事業は、地域課題の解決を図ったり、地域の活力を向上したりするために、地域の皆さんが自発的、主体的に行う活動に対して支援するものである。

28の地域自治区には、高田区のような平場もあれば、山間部、海沿いの地域もあり、地形の違いがある。また、高田区のような市街地もあれば、農業が盛んな地域もある。区ごとに、住民の年齢構成や地域の文化、伝統、習慣等がそれぞれ異なっている状況である。それらの実情は、各区に住んでいる地域協議会委員がより詳しく、また実際に地域の課題解決や活性化について考え、議論していただいているため、そういった視点で地域を見ている地域協議会委員より、採択方針をはじめ、個々の提案事業の審査・採択を担っていただき、地域の皆さんが委員と事業提案者のそれぞれの立場で地域のことを考えてこそ、意義のある事業であると考えているところである。

市長より文書で依頼をされていないため、審査をするのはおかしいとの考えもあるかと思うが、むしろ、地域協議会の持つ大切な権限の1つとして、自分達で有効に使うのだから任せて欲しいと考えていただくことはできないかと思っている。制度創設時に地域協議会会長会議で会長たちが訴えたことは、そういうことだったのでないかと理解しているところである。

この件について、じっくりと議論いただき、高田区の地域の課題が解決されるような、また地域が活性化されるような意見をいただければと考えている。

補足説明は以上である。

【本城会長】

先ほど西山委員より指摘されたように、切り離して進めたいと思う。

最初に、澁市副会長の説明について質疑を求め、次に自治・地域振興課の説明に質疑を求めたいと思う。その後で、自主的審議の提案について、どうするかということを検討したいと思う。

【西山委員】

澁市副会長より2つの案件が出ている。1つ目は、諮問の際、もっと市からしつかりと説明してほしいということ、2つ目は、地域協議会の地域活動支援事業の件である。その2つが別々のものであるため、澁市副会長と岡村課長の説明に対して別々に質疑を受付け、1つ目と2つ目を行き来するのではなく、まずは1つ目の提案について質疑を求め結論を出し、次に2つ目の提案について同様な進め方をしなければ、何だかごちゃごちゃになってしまうと思う。

【本城会長】

そのようにするが、まずは提案者と市に対しての質疑を受け、その後、今ほどの発言のようなかたちで進めたいと思っている。

【浦壁委員】

澁市副会長の話も、岡村課長の話にしても全て通じているため、今ほどの説明で市の姿勢が分かった。わざわざ2つを分ける必要はないと思う。1つでよいと思う。

【富田委員】

まず1つ目の提案についてである。

澁市副会長が言っていることは、地域協議会でいろいろと審議をして、経緯等をよく調べてほしいと言ったにも関わらず、実際に市議会の際、そういったことを言わなかったということだと思う。先ほどの岡村課長の説明もそのようなことだったと思う。最初は説明が不十分であり、地域協議会よりもっと調査をしなければならぬのではないかと指摘したため調査をして地域協議会に説明をした。それが経緯である。だが、そういったことを市議会で説明しなかったことについて、言っているのだと思う。それは私も同感である。今ほどの岡村課長の話も聞いていても、そういったことの話はしていない。やはり、そういったことを正確に言わなければ、地域協議会でやり取りした内容が伝わらない。事実をいうことが大事なことだと思っている。そのため、岡村課長の話もそうだが、なんだか、少しおかしいように思う。

【浦壁委員】

澁市副会長の意見は、全くそのとおりだと思っている。本当に全部、私と同感である。

私は地域協議会委員になり3期目に入ったが、最初からこの疑問点については、

いつもおかしいのではないかと思いつつ委員を続けている。だから委員を続けているとも言える。極めたいと思っている。澁市副会長の意見は全くそのとおりであり、私は賛成である。

【本城会長】

提案者である澁市副会長より、何か考え等あるか。

【澁市副会長】

考えではなく、市に質したいのだが、最近、市の総務委員会でこの旧今井染物屋の管理の在り方について議論された。それで補足調査というのは、高田区地域協議会が支障ありと決定した後に行っている。だから、補足調査である。それで、それまでの調査と補足調査をひっくるめて、総合的な調査をしましたと説明して、補足調査は支障ありと決定した後に実施したなんて一言も言っていないと私は聞いている。市議会は市民の代表である。それに対して、正確なことをいうべきだと富田委員が言われたように、全くそのとおりだと思う。だから私はあえて強調した。

【本城会長】

他に質疑等を求める。

【杉本委員】

ずっとこのような状況ではなかったと思う。最近は特にひどい。昔はもう少し、丁寧に説明していたと思う。事前に市で調査もしていたと思う。

この場でも何度も話をしているのだが、厚生産業会館の時には、ここで基本構想を審議した。開館時間がどうのこうのといった話はしていない。「こういう建物を、この場所に、このように建てたい。これくらいの予算がかかるのだがよいか」と聞かれたため、それでは駄目だ、といった話をしたわけである。そういった時には市もかなり構えて調査をし、そういった議論に耐えるような準備をしていたと思う。

だが、あの後から諮問としてくるのは、開館時間と閉館日だけの話になってしまった。それから市民の生活に及ぼす影響、といった根本的なことは何も考えずに、ただ出してくる格好になっていると思う。諮問内容と諮問を出す上での心構えというか、やはりそれが連動しているように思う。安易な、取るに足らないようなことを諮問で出すので、取るに足らないような説明しかしない。やはりここは昔のように、確か8月に担当課からバテンレースの云々から始まって詳しい説明をしている

が、それは諮問事項には入っていない。「こういう施設を、こういうふうに使って、こうしたい」といったことを諮問で出してくれば、地域協議会はもっと立派なよい議論ができたと思う。また、よい答申も出せたと思う。だが、それは諮問とは違う、諮問はあくまでも時間と閉館日だけとの話になるため、なんなのかとの話になる。だから諮問の中身を元に戻してもらいたい。

【松矢委員】

今ほどの杉本委員の発言は、全くそのとおりだと思う。

厚生産業会館の際、高田区の答申がはっきり言って市長の逆鱗に触れた。その後の話を聞くと、担当者が市長に説明をしたら非常に叱られたという話が私の耳にも入ってきている。それ以降である。杉本委員が発言したように、単に時間や期間等ということになってしまった。要するに、それ以降、村山市長は「簡単なことしか諮問しない」と態度を変えてしまったと私は思っている。

それまでは確かに、いろいろな内容についても諮問があった。それを一旦省き、簡単なことしか諮問をしなくなった。これははっきりいって、村山市長の態度だと思う。やはりそこは改めてもらいたい。

【本城会長】

提案者と市に対する質問と区切ったが、既に意見に入っている傾向がある。

資料No.2の諮問関係の自主的審議の提案について、どのように取り扱うか、意見を求めたいと思っているが、既に何人かの委員より意見が出されている。例えば、自主的審議とするのか否か、或いはその内容について何を議論していくのかも含めて整理しなければならない。2つに分けて自主的審議とするのか否か、或いは市に要望するのか否か、そういったことを含めて意見を求めたほうがよいと思っている。

資料No.3についても同様に、委員より意見を求めて、自主的審議とするか否かを整理していきたいと思っている。今は、資料No.2の諮問関係に対する提案の扱いについて意見を求める。

【浦壁委員】

今からそのような進め方をしているのは、予定時間が大幅に過ぎてしまうように思う。

この件については、とても大きな問題だと思う。この件は本当の原点に戻らなけ

ればならないほどの内容を抱えていえるように思う。そのため、短時間でできるような内容ではなく、今後極めていくような内容だと思う。

私が思うに、岡村課長より地域活動支援事業のこれまでの経緯等の説明がされた。これは大事な機会だと思っている。地域活動支援事業について、市よりこれほど明確な経緯や今後の方針について説明を受けたことは初めてである。それについて、まずは話を進めなければ、せっかくの機会であるためもったいないと思う。どのように進めていくのか。

【本城会長】

今は、資料No.2である。資料No.2をどのように取り扱うかということについて意見を求めている。

いろいろと意見が出ているが、自主的審議とするのか否かについて、ある意味では採決を取らなければならない。自主的審議とする場合には、一体何を議論するかというテーマが残ってくる。自主的審議としない場合には、例えば、市への要望として高田区地域協議会の意見をまとめ、市に提出をするのか、或いは要望しないのかとの扱いになると思う。自主的審議とするのか否かについて、意見を求めたい。

【西山委員】

諮問の件の話については、私はわざわざ出さなくてもよいと思う。市できちんと対応していただければ、それでよいと思う。きちんと説明してもらえることが当たり前であることを前提として、諮問等を受けるわけである。そのため、もう少し丁寧に内容の説明を今後はお願いするということで、要望書を出す前段階の話なのかなと思う。説明もなく、いきなり話がかかることが結構あった。そのため、事前に少し丁寧に説明してほしいということで、大分改善はしてもらったと思う。

今一度、自治・地域振興課より各課に話をしてもらい、要望書を出す・出さない以前の問題として、今後、諮問をする際には、十分に注意してもらえればよいと思う。

【吉田委員】

要望書でよいと思っている。市の説明もあったため、反省してもらい、今後はもう少し丁寧に回答して貰えればよいと思う。

【本城会長】

市への要望とするとの意見もあった。要望の方法については、例えば、正副会長に一任をいただいてまとめるのか、または、今一度地域協議会にて示してから市に要望するのかである。その辺の扱いについて、今ほどの意見も含めて、市へ要望するとのかたちでまとめたいと思うのだがよいか。

【澁市副会長】

前段については、十分な調査・検討を行ってくださいという部分についてはそうかもしれない。ただ、今、諮問案件が地域住民と地域に与える影響評価を市はしていない。ところが環境影響評価は法律で事前にしなければいけない、事業実施者がしなければいけないということになっている。しかし、地域協議会はそんな能力はない。だが、市の諮問の紙には「住民生活に及ぼす影響という観点からの意見を求めます」と言っている。そういうことを言うのであれば、君達、市の職員の皆さん、あなた達お金もあるし、能力もあるし、時間もあるでしょうと。十分にこれらの資源を使って事前の調査をして、そして私たちにその調査結果を説明してくださいということは、はっきりと言うべきだと思う。そうしなければ、またずっと同じような文言が入ってくるのではないかと私は感じる。

【西山委員】

もう1回聞かせていただきたい。澁市副会長より提案のあったものは、自主的審議にあげるための提案書ということで出したのか。扱的にはそうだと思う。

ということは、先ほど本城会長も、まとめて出すと発言したが、その前に、委員に対してこの2つの案件がまず、自主的審議として今後、議論をするか否かをはっきりとさせ、そして、それに対して議論をして、最後にもし意見書が必要であれば、正副会長に一任するとの手順になると思う。そのため、今ここで、この話でまとめて、提案書がどうのこうのという前に、委員で、澁市副会長が提案した2つの案件について、まずは「自主的審議にしますか」ということを決めなければならないと思う。

【本城会長】

そのように思い、自主的審議とするか否かについて採決を取り、そこから進めたいと思っている。

・諮問関係の自主的審議の提案を自主的審議とするかどうかについて採決を取って

よいかを諮り、承諾を得る。

- ・採決の結果、自主的審議とする及び自主的審議としないが各々同数となったことから、会長判断によって自主的審議としないに決した。

この場合、市へ要望する、要望しない、のいずれかになると思う。これまでに出了意見を聞き、澁市副会長からの提案を含めると、市に対して文書で要望をしたいと思っている。

- ・要望の文言については正副会長に一任とし、次回の地域協議会で示すことを諮り、承諾を得る。

次に資料No.3の地域活動支援事業関係の自主的審議の提案について、どのように取り扱うか、意見を求める。

【浦壁委員】

私が考える問題は、審査をする労力を言っているわけではない。

私は10年間近く地域協議会委員をしているが、1年間で1億数千万円もの予算がかかっている。これは私達市民の血税である。それを特殊なところに10年間で20億円近く。財政難、財政難と言って、介護保険なんて全国ワースト何番になったり、とにかく上越市は豊かではないわけである。そのため、私は不思議である。

私達は会計検査院でもない。客観的合理性、公平性、正確性、1つも持ち合わせていない。税理士でも公認会計士でもない。本当に私達の税金を使っているのに、恩恵に預かる人と預からない人がこれほどはっきりしているところに、これだけのお金が動く。私は市の議員ではなく、言えるところがないので今この場で言わせていただくが、私はそこにいつも苛立ちを覚えている。そして今ほど、岡村課長より説明があったが、最後の締めくくりは、任されているから任せておいてくださいというような、なんだかすごく能天気の、プライドを持って行ってくださいという意味なのかどうか知らないが、おかしいと思う。市はこれだけの税金を投入しているのに、費用対効果、それほどのまちおこしにも繋がっていないと思う。それなのに、毎年毎年これを行うことについて、市はどれだけの成果、まちおこし、活性化、そういったことについて、それなりの成果があるかどうか検証したりしているのか。この支援事業そのものはお金が絡まなければよい。ボランティアとか、いろいろなマンパワーでやれる。住民が力を合わせて共同作業をするというものであるなら私

は一向に構わないが、血税が使われているということに我慢ならない。

【本城会長】

浦壁委員、気持ちは分かった。

【西山委員】

澁市副会長の提案は、地域活動支援事業を行うか否かではなく、審査の件で提案したと思う。この場で地域活動支援事業の有効性ややるか否かの議論はしなくてよいと思う。誰が審査を行うのか、審査のやり方やどのような問題があるかといったことについてだと思う。そのため、地域活動支援事業自体、賛成、反対といった議論ではないと思う。そこを間違えてしまうと大変だと思う。

【富田委員】

私は今年度の4月より地域協議会委員となった。地域協議会のパンフレットがあり、最後のほうに地域活動支援事業に関する事等が記載されている。私は来年から完全にフリーになるのだが、企業人として素晴らしいことを行っていると思った。そのため、少なくとも私は地域協議会に参加した。つまり、市が1億8,000万円もの予算を出し、「高田のまちを活性化させましょう」との意気込みがあるわけである。素晴らしいことだと私は思っている。

そして先ほど、お金の話が出たが、やはり人間はお金を貰えば、必ず何とかしたいと思うと思う。そんなに上越市の市民はいい加減なことではやっていないと思っていない。私もまだ、具体的にどのような中身を行っているのかは1年目でフォローできていないこともあって、分からない。だが、本当に素晴らしいことを行っていると思い、事業を活性化させるためには、この地域協議会のメンバーがいかにフォローをするかだと思っている。1年間審査するだけではなく、いかにフォローをして、さまざまな団体等をどのように盛り上げていくのかを共に考えるのが、地域協議会だと思っている。

【本城会長】

澁市副会長が提案している内容については、4つの問題点が明記されている。そのことについて、自主的審議としていくのか否かについて諮りたいと思っている。

【澁市副会長】

市に質問である。

1 点目。市の上越市地域自治区の設置に関する条例で、この地域協議会が地域活動支援事業の審査等を行うことは定められていないのではないかと。地域協議会の仕事ではないのではないかと。地域協議会にその権限を与えられてはいないのではないかと。それをまず確認してほしい。

2 点目。利益誘導というのか、利益相反になるような規定を市が作っている。全ての委員は審査に参加しなければいけないとなっている。現実にはこの委員の中に、自分が作った事業をプロポーザルとして出して審査をするということを私は何度もおかしいと言った。そういう利益相反、これは日本の常識ではとてもではないが、そんなことはおかしいということになるが、例外はアメリカのトランプ政権ぐらいのものだ。そんなことを市は認めている。これはおかしいのではないかと思う。

3 点目。審査基準は非常に曖昧である。欠陥だと思う。だからこれを、ちゃんとしたものに改めるつもりはあるのか。これは市が作った。だからもっと具体的に、こういう場合はこういうふうにつけてくださいという詳細な基準を作るべきだと思う。

4 点目。これは地域協議会の仕事ではないので、このようなシステムを使った審査を辞退したいという人が出てきたら、それは許されるのではないかと。しかも、地域協議会で決定することができないのではないかと。これはそもそも地域協議会の仕事ではないのだから。その辺を教えてください。

私は法律家ではないが、一般的に地域協議会がやる仕事は、市長或いは市長と同等程度の人から諮問された事項に対する意見を求めることと、自主的審議事項を述べることの2点ではないかと。地域活動支援事業はまったく関係ないと思うが、どうするのか。

そもそも条例ができた後、村山市長が当選し、地域活動支援事業をやりましようと言って、本来なら市の職員がやらなければならないことを地域協議会に投げたかと私は理解している。

【富田委員】

それを言うのであれば、我々はこの委員募集のパンフレットを見て、地域協議会に参加した。今の澁市副会長の発言では、この3番目の「地域活動支援事業に関すること」を否定している。

【澁市副会長】

これは嘘だ。

【富田委員】

過去の経緯がどうであれ、私はこれを見て地域協議会に入った。そういう方が何人いるのかだと思う。

【茂原委員】

私も本年度より地域活動支援事業に参加した。地域協議会委員になると、3つ、4つの仕事がある。その中の1つとして、地域活動支援事業の審査もしなければならぬとあった。私が最初から思ったこととして、審査要綱等でいきなり5月に審査してくださいとなった。私はよっぽど審査を拒否しようと思った。我々委員に市の血税を決定して動かす力があるのかと思った。そういったことをものすごく疑問に思った。そして中身を見ると、どうもこの審査内容では疑問は当然ある。先ほどより澁市副会長が口酸っぱくいわれているが、まさにこれは利益誘導だと思う。自分達が作った提案に対して、その内容をもって、また提案者でもあって、そして審査もする。これは日本の制度、社会では許されないと思う。

【本城会長】

岡村課長は澁市副会長の質問に対して、何か答弁あるか。

【自治・地域振興課 岡村課長】

先ほどより、条例に記載されていないため仕事ではないといった話をいただいている。地域協議会の権限が条例の第7条に規定されているが、まさに地域の皆さんが、地域のことをしっかり考えていただくということが、皆さんが持っている権限である。仕事ということではなく、皆さんがやれる事であると思う。

先ほどより申し上げているように、市でこのような事業、団体より提案いただいたものを仮に審査をして、皆さんに「こういうことでどうですか」と返して、地域協議会より決めていただくやり方を澁市副会長は提案しているのだと思っているが、地域の課題や地域を元気にするために何が必要かということは、我々よりもより身近な地域の皆さんの方がよく知っており、何が必要かというところに着目をした上で、必要な事業を選んでいただくということが、地域の自治という観点から、よりふさわしいかたちではないかと考えているところである。

また、利益相反にあたる部分についてである。審査を辞退できないということについては、そのルールを市が決めているわけではない。他の地域自治体の地域協議会では「関係者は審査から外れる」といった決めている区もある。そのルールはそれぞれの地域協議会で決めていただいている。審査方法についても、基本的なことは市で示しているが、よりふさわしい審査方法に関しても、それぞれの地域協議会で独自の審査方法を検討した中で、それぞれで審査をしている。基本的なルールは市で定めているが、細かなところは、まさに個々の地域の実情に応じて、それぞれの地域協議会で決めて審査をしていただく仕組みとなっている。今年度は、昨年の委員が決めたルールで審査をした状況であるため、新規の委員にはちょっと戸惑いがあったかと思う。その説明が不足していたとすれば、もう少し丁寧に説明すべきだったと考えている。

また、お金の使い方ということで話をいただいているが、地域活動支援事業は必要ないといった意見だとすると、それは他の区にも影響することになるため、そこは意見として承りたいと思う。

【杉本委員】

ついでに岡村課長に確認したい。

地域協議会の委員は、市の職員でも何でもない。こういった一般の市民が、市の予算の配分を決めるということは行ってもよいのか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

「一般の市民が委員となり、市の予算の使い方を決めてもよいのか」といった質問だったかと思う。市でこの事業を創設する際、平成21年度にいろいろな自治体を研究して、その中で、例えば、愛知県豊田市では、地域協議会がまさに上越市の地域活動支援事業と同じようなスタイルで行っている「わくわく事業」で、まずは地域の案件でどういったものを集めるのかを議論した上で、審査・採択をして、最終的に市が補助をするといった仕組みを設けているものもある。

また、秋田県大仙市でも同じような仕組みの中で、地域の中で予算をどう考えていくのかを議論している。

また、かつての話になるが上越市でも、旧13町村と合併した当時、地域事業費というものがあり、その中で地域の事業がどうあるべきかというものを予算との紐

づけの中で議論をした経過もある。

市としては、地域の皆さんから公金の使途についても考えていただくことは、地域の自治にあたって非常に重要だと考え、平成22年度に事業化をした経過がある。

【杉本委員】

合併当初の地域事業費というものは、中身がまるっきり違う話だと思う。その使い道について取捨選択することはあったと思うが、総額といった細かな金額については、議会の議決事項になっていたと思う。これは私の記憶であるため、間違っていたら申し訳ない。委員会等でも審議されたような記憶を持っている。

それは別として、いずれにしても、全く我々は素人である。市の職員の方が、よほど地域の状況を知っているはずである。岡村課長は、我々地域協議会委員のほうで、地域の実情をよく知っているようなことを言われるが、そんなことは絶対ありえない。私でいうと、自分の町内会のことは分かる。そして少し周りのことも分かる。例えば、私は東本町5丁目にいて、南本町のことを分かるかと言われても、全然分からない。ましてや寺町等離れたところになれば全然分からない。そういう事業が提案されてきて審議をする。本来は市で募集をし、出てきた事業を精査して、その地域に有効なのか否かをきちんと見極めた上で諮問する。これが本来の筋だと思う。そうすれば、諮問の制度に乗ることができるため、こういった議論もしなくて済む。ところが、そういった手間を省いて、1番やらなければならないことを市の職員から取り上げて、地域協議会に任せて予算を分けるといったやり方は、やはりうまくない。

最初の説明の中で、「地域協議会の自主性といったことで地域協議会に任せろ」という会長がいたためそうしたというふうに言われたが、そうではないことを発言した会長もいたと思う。私が今ほど発言したような本来のやり方で、本来というと失礼だが、違ったやりかたで行った方がよいと言った会長もいたと思う。

そのため、本日の議題とは離れているかもしれないが、制度そのものの在り方、本当に地域協議会委員に2億円近くの予算を丸投げしてよいのかどうか。

【本城会長】

杉本委員の趣旨は分かったが、なるべく議事進行に協力してほしい。

【吉田委員】

私は、地域協議会は4期目である。

当初の予算は2億円であったが、現在は1億8,000万円である。やはり、我々はこの予算を役所の人ではなく、市民目線で見たり、書類を読んだり、話を聞くなどして決めてきているわけである。やはり市民目線でやれる。それに対して私は誇りを持って採点していた。市で予算を与えるような事業もある。だが、地域で「こういうことをやろう」と活性化されてきて、高田区は他の地区から見れば、20から30の提案が出る活発な区となったため、私としてはやはり残して欲しいと思っている。皆で誇りを持って採点していけばよいと思う。

【高野副会長】

先ほどの杉本委員とは違うのだが、地域のことは住民よりも市のほうがよく知っていると思ったが、私はそのようには思っていない。市の職員は上越市の地域間で異動しており、3年経てば職員も変わるわけである。その中で、本当によく地域のことを知っているのかということとは私は全然違うと思う。

また、市が行えばよいとなった場合、よく地域を知らない市が何故決めるのかと逆にそういった話も出てくるように思う。そこをよく考えなければならない。

ただ「任せた」「振った」というが、やはりそこは、なぜそうしたのかといったところもよく考えなければならないと思う。

【澁市副会長】

利益相反に絡むルールを高田区が地域協議会が決めたんだと、あなた方の責任だという話だった。これ、よく市が使う。地域協議会が決めたことだと。

例えば、隣の金谷区では、市の補助事業である街灯のLED化を、地域活動支援事業で300万円も使って、全部LED化にした。それはおかしいのではないかといたら、市の担当の方は、「あれは地域が決めたことですから」と。これは当然、税を均等に使うという市の原則に反する。

この利益相反についても、根本的なガバナンスの問題である。倫理の問題だ。こういうことは「おかしいんじゃないですか」というのが市の立場だと私は信じている。そうではないか。

2つ目は、もし今年もやるとしたら、この16項目の基準をいかにどういうふうに適用したらよいのか、もっと細かいことを書いてほしい。そうじゃないと、こん

なのとてもじゃないけれども使えない。

だから、基本的に私は直接その提案事業に絡んでいないが、絡んでいて辞退したいという人は辞退できるようにすべきだと思う。高田区がそういうルール作ったら、それはおかしいと言うのは市の責任だと思う。

【西山委員】

まず1つ目に、28区の地域協議会があり、それぞれに採点の仕方が全然違うわけである。全員で集まって話し合っ「この事業はどうですか」と協議している区もあれば、高田区のように採点方式で審査している区もある。それぞれの区で、本当に最良の審査方法を皆で考えて行っていると思う。高田区も本当はヒアリングを実施すればよいのだが、提案件数が多いためなかなかできない。そういったこともあり、この10年間、一生懸命に良い部分、悪い部分というものもあり、10年間かけて、今の状態で話し合っ「これはどうですか」「これはプラスした方がよいか、ない方がよいか」を今まできちんと議論がされてきたわけである。全くゼロの状態で行ってきたのではなく、ここまで来たことは、本当によい結果だと個人的に思う。

また、私は地域協議会に入るまで、これほど多くの方が高田区の事業を行っていることを全然わからなかった。先ほど、「そこはわからない」「採点することはおかしい」という意見もあったが、私は逆に、採点をすることで地域でこんな事業を行っているのかという新たな地域の気づきも得ることができた。これは地域協議会委員として、高田区のことを知るといことにとって、大変によかったと思う。

当然、採点方法等、見直していかなければならない部分はまだまだたくさんあると思う。だが私は、まずは地域のことを知るとい部分も含めて、まだ今しばらく採点は地域協議会で行ってもよいと思っている。

【宮崎委員】

ようやく、こういった議論が出てきた。

私も最初から地域協議会委員をしているが、本当の最初の時に何を言ったか議事録に残っているか分からないが、地域協議会委員にこのようなことをさせるなど発言した。それから、採点は全て「1点」としており、私の抵抗である。そういった結果を踏まえているため、この際、本当に審議したいと思う。全国に誇れる制度にしたいと思う。

【本城会長】

この後の議題の中でも、新年度の地域活動支援事業の採択方針等について、委員よりアンケートを取ることも提案するので、そういったことも頭に置いてほしい。

- ・地域活動支援事業関係の自主的審議の提案を自主的審議とするかどうかについて採決を取ってよいかを諮り、承諾を得る。
- ・採決の結果、自主的審議とするが過半数に達したことから、自主的審議とするに決する。
- ・地域協議会として何をするのかについて、次回の地域協議会で委員の意見を伺うこととしてよいかを諮り、承諾を得る。

以上で次第4 報告(2)「自主的審議に関する提案について」を終了する。

— 次第4 議題 (3) 令和3年度 地域活動支援事業 採択方針等の検討について —

次に次第4 議題 (3)「令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」に入る。事務局より説明を求める。

【小池係長】

- ・依頼文書、資料に基づき説明

【本城会長】

- ・事務局の説明について、質疑を求める。

【松矢委員】

先ほどの協議で地域活動支援事業について、自主的審議事項とすることが決まった。それとの関連はどうなるのか。いろいろと意見が出てくると思う。この依頼について、どのような扱いにするのか、考え方を教えてほしい。

【本城会長】

出た意見を正副会長と事務局で精査して、整合性をとりたいと思っている。

【松矢委員】

本来であれば、自主的審議事項で揉み、その上で今回の提出依頼に対して回答することが1番よいと思う。

【本城会長】

それは日程的に難しいと思う。

【松矢委員】

では、切り離して考えるということか。

【本城会長】

どういった意見が出てくるのかも含めて整理をして、判断していきたいと思う。

【松矢委員】

今依頼を受けたものに対して意見があれば意見として出し、それが高田区の自主的審議事項に反映するというかたちにもなり得るということか。

【本城会長】

そう思う。

以上で次第4 議題（3）「令和3年度 地域活動支援事業 採択方針等の検討について」を終了する。

— 次第4 議題（4）令和2年度 地域協議会の活動計画について —

次に次第4 議題（4）「令和2年度 地域協議会の活動計画について」に入る。澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・資料に基づき説明

【本城会長】

- ・活動計画（案）について質疑を求めるがなし。

次に活動報告会（案）について、事務局より説明を求める。

【小池係長】

- ・資料に基づき説明

【本城会長】

活動報告会について質疑を求める。

【澁市副会長】

過去はどの程度の参加があったのか。

【小池係長】

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。その前の年度については、本日、数値を持ち合わせていない。

【西山委員】

1 番少なかった年度は 2 人。また参加が多かった年度は何十人もの参加があった。やはり、地域活動支援事業の件を聞きたい方の参加が多い。

地域協議会側からは、大体半分程度の委員が参加していた。正副会長の参加は当然であるが、他の委員については半数程度であった。

【本城会長】

- ・他に質問等を求めるがなし。
- ・令和 2 年度の高田区地域協議会の活動報告会を開催することとしてよいかを諮り、承諾を得る。

以上で次第 4 議題（4）「令和 2 年度 地域協議会の活動計画について」を終了する。

— 次第 5 事務連絡 —

次に次第 5 「事務連絡」について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・次回の協議会の日程連絡
- ・第 1 1 回地域協議会：1 月 1 8 日（月） 午後 6 時 3 0 分から 福祉交流プラザ
- ・第 1 2 回地域協議会：2 月 1 5 日（月） 午後 6 時 3 0 分から 福祉交流プラザ
- ・配布資料の説明
 - ・令和 2 年度地域活動支援事業（高田区）1 月の催し等予定表
 - ・ウイズじょうえつからのお知らせ（チラシ）

【本城会長】

- ・今ほどの説明に質疑を求めるがなし。
- 全体をとおして質問等を求める。

【松矢委員】

冒頭の会長会議の報告の際、本城会長が 3 つの質問をしたとあった。

1つの回答はあったが、他の回答はどのような回答だったのか。

【本城会長】

回答らしい回答ではなく、一般論であった。

【松矢委員】

取るに足らない回答だったということか。

【本城会長】

そうである。

・会議の閉会を宣言

1 0 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。